

経 理 課

TEL.03-3581-2208

事務局に入って右手突き当たり一番奥に経理課はあります。経理課の仕事で主なものは、会費をはじめとする金銭の管理、予算・決算に関する事項、備品・消耗品の管理、財務委員会に関する事項、育英財団に関する事項など、金銭や資産にかかわる事項は全て仕事の範囲内です。

▼ 窓口業務

経理課窓口では、各種受任事件納付金（法律相談、当番弁護、少年事件、外国人事件、破産管財）及び会費、健康保険、団体保険を受け付けています。

法律相談・当番弁護・破産管財の納付金は窓口及び郵便振替で入金できます。会費は窓口もしくは銀行振込、自動振替で入金できます。自動振替の指定銀行は、みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそなの4銀行です。現在の引落口座を変更したい場合、また自動引落に変更される場合には経理課までご連絡ください。口座振替変更依頼書を送付いたします。なお、新口座の登録完了までには用紙をご提出いただいてから約1月半お時間をいただいております。

上記の納付金郵便振替用紙、会費引落の口座振替変更依頼書はいずれも経理課窓口に備え付けてありますので直接窓口でお渡しすることも可能です。

例年12月末に近づくと、経理課窓口が込み合い、お待たせしてしまうこともありますので、納付金等はなるべくお早めにご納付をお願いします。今年の年内の窓口業務は12月27日（木）までとなります。

▼ 育英財団、各種保険

育英財団は会員及び物故会員、その他一般の子弟のうち学術優秀でありながら経済的な理由により就学が難しい学生に、奨学金を貸与しています。奨学生は定期的に募集しています。

団体定期保険（生命保険）は、会員及び配偶者・子どもが加入できます。保険金は死亡または高度障害になった場合に支払われます。保険期間は1年で、剰余金が生じた場合配当金として返還されます。新規加入・更新は毎年2月下旬から4月上旬です。

団体エリート傷害保険は、偶然の事故により被った傷害（怪我）を補償する保険です。団体割引として10%適用となります。保険期間は毎年7月から1年間の自動更新です。中途加入も随時受け付けています。

▼ 新公益法人会計の導入に向けて

公益法人をめぐる社会的・経済的環境が大きく変化したため、企業会計の手法を可能な限り導入し、公益法人の情報を開示し、特に財務情報の透明化を充実させ、事業の効率性を分かり易く表示することが公益法人会計の改正の目的です。

当会においても2008年4月1日から新会計に切り替えるため、導入へ向け移行準備を進めています。



最後に、毎月お支払いいただく会費は会の財源の根幹となるもので、会員管理や各種委員会活動、人権活動、法律相談事業、会館の維持管理等に使われています。毎月ご負担をおかけしていますが、弁護士会の活動を行なう上で必要不可欠となりますので、今後ともよろしく願いいたします。